

令和 2年監査報告第 3号関係分（令和 2年11月19日報告）

住宅都市局・財政局

（令和 3年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
(1)	契約違約金の債権管理について（収入事務） 本市では、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で債権の管理について定めている。債権管理条例等では、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、期限を指定して書面により督促することとされている。また、期限までに納付がされない場合には、文書、電話、訪問などにより納付を促す催告を行うこととされている。 住宅整備課では、市営住宅 1棟のエレベーター棟増築電気工事について、一般競争入札により平成25年 4月にA社と契約を締結したが、A社の責に帰すべき事由により工事が着手されなかったため、平成25年 8月に契約を解除した。そのため、違約金として 397,425円、前払金返還利息として 25,712円の請求を行ったところ、履行期限を経過しても納付されなかった。しかし、住宅整備課においては課内での事務引き継ぎが行われなかったため、督促状の発付や文書等による催告などの必要な事務手続を行っておらず、請求書送付以降は債務者の状況を把握していないなど債権管理を行っていないかった。 住宅整備課においては、債権所管課としての認識を十分に持ち、債務者の現在の状況を調査の上、債権管理条例等に基づく適正な債権管理を行われたい。（住宅整備課）	本件は、債権管理条例等に基づく債権管理の必要性に対する理解が不足し、債権所管課としての認識が希薄であったため、債権が発生していたにもかかわらず、十分な引き継ぎが行われなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、債務者の現在の状況を調査したところ、代表取締役社長の住所が判明しました。その結果を受け、令和 2年11月27日付で債務者あてに督促状の発付を行いました。また、所管する債権について今後引き継ぎ漏れが発生しないよう、職場内会議での周知徹底を図りました。 現在のところ債務者とは連絡がつかず、納付には至っておりませんが、今後も引き続き文書や訪問による催告を行い、徴収停止等も検討するなど、債権管理条例等に基づく適正な債権管理を行うとともに、債権管理について引き継ぎ漏れが発生しないよう、債権管理の必要性を課内で共有してまいります。（住宅整備課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
(2)	退去者負担分建物補修費の徴収及び債権管理について（収入事務） 本市では、名古屋市営住宅条例により、市営住宅等の入居者が退去する際、住宅について入居者の責に帰すべき事由により滅失又はき損した箇所があり、入居者が原状回復を行わない場合、原状回復に要する費用を退去者負担分建物補修費（以下「建物補修費」という。）として入居者が負担することとしている。 また、建物補修費を徴収する住宅管理課においては、まず敷金を建物補修費に振り替え、なお建物補修費が不足する場合は残額を入居者から徴収することとされている。 建物補修費の収入状況は第 1 表のとおりであり、過年度分については極めて回収率が低い状況である。債務者は市営住宅等を退去し、市外へ転居することもあるなど連絡が取りづらくなることから、早期に回収することが未収金を圧縮する上で重要となる。 （第 1 表省略） 建物補修費の徴収及び債権管理事務について調査したところ、債権管理条例等に基づき作成している債権管理台帳について、債務者との交渉の記録が鉛筆で書かれているもの、債務者から徴収する振替承諾書について、敷金のうち建物補修費として振り替える金額を明示して承諾を受けるところ、金額欄が空欄のまま署名、押印を受け徴収しているものなど、不適正な事例が見受けられた。 住宅管理課においては、振替承諾書の徴収及び債権管理台帳への記載を適正に行われたい。 また、督促状や催告書の送付は行っているものの、退去以降債務者と一度も連絡が取れず回収に至っていない事例が発生していること、納付方法が金融機関での現金納付のみであることなどの課題が見受けられたことから、コンビニエンスストアでの納付などの市	本件は、振替承諾書の徴収及び債権管理台帳の整備の重要性について認識が不足していたことが原因です。 債権管理台帳については、ボールペン等で記載することとし、その旨を職場内会議で周知徹底しました。 また、未収金を圧縮するための改善策については、コンビニエンスストアでの納付に関して建物補修費以外の債権も含めて検討を行うとともに、退去してから納入通知書が届くまでに時間が掛かり、退去者の納入意識が低下してしまうことが原因の一つであると考えられるため、退去者が速やかに納付できるように、退去後早期に納入通知書を送付することとしました。特に、遠方へ転出する退去者は納付場所が限られ、納付する機会を失ってしまうことから、退去立会いの際に、転出先では納付場所がない可能性がある旨を説明し、転出する前に納入通知書を渡すこととしました。 さらに、督促状や催告書が届かなくなった場合には、速やかに住民票調査を行うなど、転居先の把握を実施していき、粘り強く納付交渉を行っていくこととしました。（住宅管理課）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	民が納付しやすい環境づくりを行うなど、未収金を圧縮するための改善策を検討されたい。 なお、振替承諾書については令和 2 年度より様式が改正されており、同様の事例が発生しないよう必要な措置が講じられた。（住宅管理課）		

令和 2 年監査報告第 3 号関係分（令和 2 年 11 月 19 日報告）

住宅都市局（工事）

（令和 3 年 2 月 28 日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(1)	舗装構成の決定について 住宅都市局では、舗装の設計は舗装設計便覧（公益社団法人日本道路協会発行）等に基づき行っている。この便覧では、路盤各層の最小厚さについて、車線 1 方向あたりにおける 1 日の舗装計画交通量が 40 台以上の道路で碎石を路盤材とする場合、1 層の厚さは路盤材を構成する碎石の最大粒径の 3 倍以上かつ 10 センチメートル以上とすることとされている。 「ささしまライブ 24 土地区画整理事業都計椿町線他 2 路線電線共同溝設置及び街路築造工事」では、舗装計画交通量が 40 台以上である新設道路の舗装を行っていた。この道路の舗装構成を確認したところ、一部の路線において、上層路盤の厚さを 10 センチメートルとしていたにもかかわらず、最大粒径が 4 センチメートルの碎石を使用しており、規定を満たしていなかった。なお、住宅都市局では、土木工事における品質管理は、緑政土木局が定める請負工事品質管理基準（以下「管理基準」という。）に従って施行することとしており、上層路盤を施工後に平板載荷試験を実施していた。その試験結果を確認したところ、規格値を満たしており、上層路盤の支持力は確保されていた。 支持力は確保されていたものの、舗装設計便覧は遵守すべき技術基準であることから、舗装の設計にあたっては適切な最大粒径の碎石を使用するなど、規定を満たした舗装構成とされたい。 （ささしまライブ 24 総合整備事務所）	本件は、基準等について職員の理解不足が原因であることから、令和 2 年 10 月 6 日の職場会議において、係長が本実務を行う職員に対し、路盤各層の最小厚さについて便覧に基づき適切に設計するよう説明し、同様のミスが発生しないよう、舗装設計便覧等の基準や要綱を十分確認するよう指導しました。 また、工事発注時においては、チェックリストを作成し、同様の誤った設計で工事発注をすることがないように確認することで、再発防止策を講じました。 （ささしまライブ 24 総合整備事務所）	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(2)	建築外構工事の積算誤りについて 住宅都市局では、公共建築工事積算基準において、積算に用いる複合単価は、材料、労務、機械器具等の単位施工当たりが必要とされる数量に単価等乗じて、算定することとしている。そのうち材料単価は物価資料（刊行物）の掲載単価等によることとしている。 「衛生研究所移転改築工事」では、建築外構工事でポーラスアスファルト舗装を施工していた。その積算書を確認したところ、ポーラスアスファルト舗装の複合単価を算定する際、アスファルト舗装に用いる材料は、粗骨材、細骨材及びアスファルトなどで構成される混合物であることから、材料単価は物価資料に掲載してある「アスファルト混合物」を採用すべきところ、誤って「アスファルト」を採用していたため、結果としてその費用が過大となっていた。 複合単価を算定する際は、物価資料に記載された項目をよく確認し、誤りのない材料単価を採用されたい。また、建築外構工事では、土木の専門知識も必要になる場合があるため、関連する知識の把握と確認に努められたい。（営繕課）	本件は、積算時において物価資料に掲載された項目を十分確認せずに、単価として採用したことが原因です。 このため、指摘事項について、令和 2年 9月16日の係長会議にて説明した後、各係内で職員に周知し、再発防止を図りました。 今後は、単価を算定する際は、物価資料で使用する材料単価の種別をよく確認するなど、誤りのない単価を採用してまいりますとともに、建築外構の設計業務において単価表にない特殊な土木に関する単価を扱う際には、土木職員の適切な助言を得ることで関連する知識の習得に努め、能力の向上を図ってまいります。（営繕課）	措置済
1(3)	土木工事の品質管理について 住宅都市局では、土木工事における品質管理は、緑政土木局が定める管理基準に従って施行することとしている。管理基準では、埋戻工、路床安定処理工などの各工種における品質管理項目等を定め、工事目的物の品質の確保を図ることとしている。 管理基準に基づいた品質管理が行われているか施工計画書及び品質管理表を確認したところ、「平田団地第 7次道路整備工事」始め 4件では、雨水管布設工事、擁壁改修工事に伴う埋戻工、舗装工事に伴う路床安定処理工な	本件は、土木工事における締固め作業時の品質管理について、管理項目を十分確認せずに作業を進めたことが原因であると考えています。 そのため、営繕課では令和 2年 9月16日に、大曽根北・筒井都市整備事務所では令和 2年 9月15日に、緑都市整備事務所では令和 2年 9月16日及び24日に、職場会議等で本実務を行う職員に工事監査の指摘事項を伝えるとともに、工事監督を行う際には、管理基準に記載された埋戻工、路床安定処理工などの各工種の品質管理に必要な基準や試験内容等を十分確認することを周	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	どを施工していたが、作業の品質管理項目の一つである現場密度の測定を実施しておらず、土木工事のうち土工事における締固め作業の品質確認が不十分であった。 土木工事の品質管理については、管理基準に基づいて試験を行い、作業の品質を確保されたい。また、適切な品質管理がなされるよう、施工計画書の確認時などに受注者を指導されたい。 （営繕課、 大曽根北・筒井都市整備事務所、 緑都市整備事務所）	知徹底し、今後の再発防止を図りました。 今後も会議等の機会を捉え周知していくことにより、工事監督担当職員の確認を徹底するとともに、工事の際は、管理基準に基づいて試験を行い、適切な品質管理がなされるよう、施工計画書の受領時に試験の実施時期を確認し、受注者を指導してまいります。 （営繕課、 大曽根北・筒井都市整備事務所、 緑都市整備事務所）	

令和 2年監査報告第 1号関係分（令和 2年 2月18日報告）

経済局（公益財団法人名古屋産業振興公社（出資団体）関係分）

（令和 3年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
2	備品の管理について 振興公社に指摘したとおり、サイエンス交流プラザにおける貸与備品について、契約において貸与備品の品目が個別具体的に定められていなかった。 貸与備品の品目を個別具体的に定めていない状態は、本市の財産である備品の管理状況としては不十分な状態である。 サイエンス交流プラザにおける貸与備品の品目を個別具体的に定め、備品を適正に管理されたい。	貸与時における事務処理漏れが原因であり、貸与備品については、令和 2年度に品目一覧を定め適正に管理しております。（次世代産業振興課）	措置済

令和 2年監査報告第 2号関係分（令和 2年 5月14日報告）

交通局（株式会社名古屋交通開発機構（出資団体）関係分）

（令和 3年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
2	開発機構に保管させている駅務機器の部品の管理について 固定資産・物品の实地調査を実施していたところ、駅務機器の部品が保管されていた。交通局に確認したところ、当該部品は本市が駅務機器を更新した際に発生したものであり、本市に帰属する物品であるが、開発機構に委託している駅務機器の点検整備業務において再利用に供するため、開発機構に保管させているとのことであった。しかし、本市に帰属する物品であるにもかかわらず、物品の受払い等の手続きはとられておらず、保管させている部品について正確に把握していない状況であった。 対象となる部品を正確に把握したうえで、開発機構に当該部品を保管させる根拠を明確にするための必要な手続きをとられたい。（営業課）	本件はメーカーが製造を中止し保守用部品が入手できない駅務機器について、廃棄する同型駅務機器から再利用可能な部材を取り外して保管し修理に使用させていたものですが、交通局としては部材の受払い等の手続きを整備する必要性を認識していなかったことが原因です。 令和 2年 1月23日に部材の保管と管理について開発機構へ書面で指示するとともに、令和 2年 3月より双方で部材のリストを共有し、部材を管理しています。 令和 2年度の契約においても、令和 2年 4月 1日に書面で指示し、同様に管理しています。（営業課）	措置済

平成30年監査報告第 3号関係分（平成30年 6月18日報告）

全局室区

（令和 3年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(2)	駐車場における駐車スペースの区画線について 実地検査において駐車場の管理状況を確認したところ、一部の駐車場において、写真⑨、写真⑩のとおり、駐車スペースの区画線が消えている事例が見受けられた。 （写真略） 市民経済局及び中川区にあっては、駐車場スペースを効率的に利用等するため、区画線の整備を図られたい。 なお、実地検査後、工業研究所については、区画線を整備することにより、必要な措置が講じられた。 （富田支所、工業研究所）	（工業研究所については、監査期間中に措置済） 本件は、表面のアスファルトが経年劣化のため剥がれてしまったことが原因で起こったものです。 令和 2年度においては、駐車場北側について、障害者用スペースを含む14台分の再舗装と白線の設置を令和 3年 3月29日までに完了する予定です。これにより昨年度整備した11台分と合わせて計25台分の再舗装が終了する予定です。引き続き、関係局と調整のうえ、令和3年度以降、計画的に実施してまいります。 （富田支所）	措置済

令和 2年監査報告第 2号関係分（令和 2年 5月14日報告）

全局室区

（令和 3年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
2(1)	提出期限後に提出されていたもの 交付要綱に定められた期限後に実績報告書が提出されているものがあった。 交付要綱に基づき、期限内に実績報告書を徴取されたい。 （ 313 保育のひろば事業補助／子ども青少年局保育企画室、 364 農林畜水産関係事業補助（単独県費土地改良事業）／ 緑政土木局都市農業課、 436 社会教育関係団体（スポーツ）補助／教育委員会事務局スポーツ振興課）	（緑政土木局都市農業課及び教育委員会スポーツ振興課については措置済） 保育のひろば事業補助については、必要書類の準備に期間を要する場合があることを踏まえ、令和 3年 2月 1日に要綱改正を行い、実績報告書の提出期限を見直しました。 （子ども青少年局保育企画室）	措置済
2(3)	補助金額の算定誤りがあったもの 以下の事例が見受けられたことから、交付額を確定する際の審査においては、補助金額が適正に算定されているかについて確認を十分に行われたい。 交付要綱では、会館の運営経費の額から会館利用料として得た収入額を差し引いた額を交付することとされている。 実績報告書等を確認したところ、会館利用料に集計漏れがあったため、控除すべき収入額を過少に計上していた。 （ 154 ふれあいセンター瀬古平成会館補助／健康福祉局介護保険課） 助成金額算定の根拠となる児童数について、前月に全日欠席児童があったときは、その児童数を差し引いて算定すべきところ、児童出席簿の確認が不	（名東区民生子ども課については措置済） 本件について、交付先の法人における組織としてのチェック体制の甘さ及び、当課の確認不足により発生したことから、当該法人に対し過去 5年間分の精算資料の再集計を求め、併せて令和 2年11月に当課による現地での資料の確認を行い、返還金額の確定と集計方法についての指摘を行いました。 監査指摘のあった29年度について、月々の集計に誤りがあったものの合計金額は当初精算額と同額となり返還は生じませんでした。30年度分の精算において、他の年度で計上すべき利用料が含まれていたことから、補助金額の再計算を行い差額を返還していただきました。 補助金の交付額を確定する精算報告書の審査にあたっては、集計に用いた詳細な資料の確認を行うこととし、適正に補助金額の算定を行うよう努めて	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	十分であったため、過大となっているものがあつた。 （ 330 留守家庭児童育成会運営助成／名東区民生子ども課）	まいります。 （健康福祉局介護保険課）	
2(7)	必要書類を徴取していなかったもの 交付要綱では、実績報告書には領収書等の写しを添付しなければならないとされているが、実績報告書に領収書等の写しが添付されていなかった。 交付要綱に基づき、実績報告時の必要書類を確実に徴取されたい。 （ 311 民間保育所職員就職あっせん事業補助／子ども青少年局保育企画室、 312 保育園フェスタ事業補助／子ども青少年局保育企画室、 313 保育のひろば事業補助／子ども青少年局保育企画室）	ご指摘をいただきましたことにつきましては、領収書の取扱いに対する認識が不十分であったことが原因でした。 指摘のあった実績報告時に添付する領収書等に関しては交付先団体から令和 2年10月28日に徴取し、確認を行いました。 今後は、実績報告時に必要書類を確実に徴取できるよう、指導を徹底してまいります。 なお、民間保育所職員就職あっせん事業補助については、平成30年度末に事業を終了しております。 （子ども青少年局保育企画室）	措置済
2(8)	必要な審査が実施されていなかったもの 交付要綱では、補助事業が完了したときは実績報告書を提出することとされているが、交付先の団体から実績報告書の提出を受けておらず、必要な審査が実施されていなかった。 交付要綱に基づき、実績報告書の提出を求め、必要な審査を確実に行われたい。 （ 295 非行・養護児童指導援助団体補助／子ども青少年局西部児童相談所）	ご指摘をいただきましたことにつきましては、補助金の取扱いに対する認識が不十分であったことが原因でした。そこで、指摘事項を所内で周知するとともに、今後は、毎年度、事業担当者のみでなく、経理担当者とともに必要な手続きを行うよう、周知徹底・見直しを行い、令和元年度分については必要な実績報告書等の提出を受け審査を実施したところです。 なお、ご指摘の過年度分の実績報告・審査については、令和 2年11月12日に実績報告書の提出を交付先の団体から受け、必要な審査・精算を令和 2年11月27日に終えております。 （子ども青少年局西部児童相談所）	措置済